

事業報告書の提出について

平成20年2月27日
理事会決議

定例統計の作成及び業務内容開示資料の作成にあたっての参考資料とするため、会員は、財務局に事業報告書を提出した後、その写しを遅滞なく協会あて提出することとする。

平成19年4月1日から平成20年3月31日の間に事業年度末を迎え、作成される事業報告書（金融商品取引法施行前は営業報告書）からの実施とする。

なお、この決議に伴い、「営業報告書の提出について」（平成3年2月27日理事会決議）は廃止する。